

駐車監視員活動ガイドライン

【尾久 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはできません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備考
1	主要地方道306号	明治通り	西尾久4-27先	東尾久1-30先	8-21
			東尾久1-21先	東尾久1-1先	8-21
2	都道458号	小台通り	西尾久1-12先	西尾久3-15先小台橋	8-21
3	主要地方道58号	尾久橋通り	東尾久1-30先	東尾久8-6先尾久橋	8-21
4	主要地方道313号	尾竹橋通り	町屋7-1先荒木田交差点	町屋7-5先尾竹橋	8-21
5	都道	都電通り	西尾久8-50先	東尾久6-1先	8-21

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	区道	尾久の原防災通り	東尾久6-17先	東尾久1-2先明治通り	8-21 左記における尾久警察署管内の尾久の原防災通り
2	区道	石門通り	東尾久6-39先	東尾久6-34先	8-21
3	区道	尾久本町通り	西尾久1-25先	東尾久2-5先満光寺前交差点	8-21
4	区道	荒川遊園通り	西尾久5-20先西尾久四・七丁目交差点	西尾久8-10先	8-21
5	区道	裏電化通り	東尾久8-6先	町屋6-31先	8-21
6	区道	旭電化通り	東尾久6-52先熊野前交番前	東尾久6-17先大門小入口	8-21
7	特別区荒271号線	一	東尾久8-1先首都大前	東尾久8-4先ADEKALビル	8-21

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、小台通り、尾久橋通り、尾竹橋通り、都電通り)周辺	8-21	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	町屋5・6丁目及び周辺	8-21	
2	東尾久3丁目及び周辺	8-21	
3	西尾久4丁目及び周辺	8-21	
4	令和あらかわクリニック周辺	8-21	
5	東電田端変電所周辺	8-21	
6	西尾久保育園周辺	8-21	
7	東尾久保育園周辺	8-21	
8	尾久幼稚園周辺	8-21	
9	尾久第6小学校周辺	8-21	
10	尾久宮前小学校周辺	8-21	
11	尾久八幡中学校周辺	8-21	
12	第九中学校周辺	8-21	
13	尾久銀座通り及び周辺	8-21	
14	重点路線(尾久の原防災通り、尾久本町通り、荒川遊園通り、旭電化通り)周辺	8-21	